

第 1 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和4年1月17日（月）午前10時00分

場 所 津市芸濃コミュニティセンター 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
23 川邊 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 勝田事務局長・野村次長・竹田担当副主幹・江副主査

総合支所 河芸：竹内主事 美里：倉田主事 安濃：横井担当副主幹
芸濃：倉田担当主幹

議事録署名者 4 東海 光政・5 村澤 藤次

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（使用貸借）
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（所有権移転）
議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願いについて（地上権）

議案第11号 買受適格証明願（公売）について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議案第13号 土地改良事業参加資格の申出について（別冊）

議 事 の 大 要

議 長	それでは第1回第1農地部会を開催させていただきます。 なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。 本日の欠席者は、21番 坂野 大徹委員、1名でございます。出席委員は13名でございます。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 4番 東海 光政委員、5番 村澤 藤次委員、よろしくお願いします。 まず初めに、会長専決等の報告事項、第1号から第6号に入ります。 事務局をお願いします。
事 務 局	議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から12で、件数は12件、面積は37,894㎡で、その内訳は田が37,894㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものです。 3ページから7ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から11で、合計件数は11件、合計面積は53,601㎡で、その内訳は田が48,920㎡、畑が4,605㎡、その他が76㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 8ページから11ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。 番号1、分譲住宅用地 番号2、共同住宅用地・駐車場用地 番号3、共同住宅用地 番号4、一般住宅・駐車場・資材置場用地 番号5、番号6、一般個人住宅用地 番号7、分譲住宅用地 番号8、番号9、一般個人住宅用地 番号10、境内地用地 番号11、一般個人住宅用地

番号１２、番号１３、駐車場用地
番号１４、太陽光発電施設用地
番号１５、駐車場用地
番号１６、資材置場用地
番号１７、駐車場用地
番号１８、資材置場用地
番号１９、駐車場用地
番号２０、工場用地
でございます。

以上、件数は２０件、合計面積は１８，２９３㎡で、その内訳は田が１０，２７７㎡、畑で８，０６６㎡でございます。

１２ページをお願いいたします。
報告第４号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について（賃貸借権）、
でございます。

番号１、サービス付高齢者住宅・老人デイサービスセンター用地でございます。

以上、件数は１件、２，４８８㎡で、田でございます。

１３ページをお願いいたします。
報告第５号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について（使用貸借）、
でございます。

番号１から番号３、一般個人住宅用地でございます。

以上、件数は３件、面積は６５９㎡で、その内訳は田が５２３㎡、畑で１３６㎡でございます。

１４ページをお願いします。
報告第６号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号１、_____、主たる耕作物は野菜、耕作面積は、田が１．９ha、畑が
２７．４ha、採草放牧地が９ha、合計３８．３haでございます。
以上件数は１件で、いずれの案件も、法人形態要件、事業要件、議決権要件、
役員要件のすべてを満たしております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。
よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、議案事項に入ります。

議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）に
ついてですが、今回議事参与の制限に該当する案件がございますので、まずそ
の案件を審議し、その後その他の案件を審議したいと思います。

それでは、番号３に関し、農業委員会等に関する法律、第３１条の議事参与
の制限に該当しますので、_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	それでは、番号３の説明を事務局お願いします。
事 務 局	それでは、１５ページをお願いいたします。 議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。 番号３、地区 安東、受人 _____、面積 ２ ７ １， ７ １ ５ ㎡、渡人 _____、面積 １ １， ３ ３ ７． ６ １ ㎡、申請地 納所町黒田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 １， ４ ０ ８ ㎡ 外 ７ 筆、合計面積 １ １， ３ ３ １ ㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。 この案件につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
川邊委員	番号３ 地区 安東、お願いします。
川邊委員	２３番、川邊です。１月７日に地元推進委員は欠席でございましたので、他の地区の推進委員と現地確認いたしました。問題ございません。よろしくお願いいたします。
議 長	番号３について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、番号３について、許可をすることに決定いたします。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、その他の案件の説明を事務局お願いします。
事 務 局	番号１、地区 一身田、受人 _____（持分２分の１）、面積 ５， ９ ２ ３ ㎡、渡人 _____（持分２分の１）、面積 ５， ９ ２ ３ ㎡、申請地 一身田平野護摩田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 ９ ９ １ ㎡ 外 ２ 筆、合計面積 ２， ３ ２ ６ ㎡。 これにつきましては、受人、渡人間で、共有持分を移転するものです。

番号2、地区 一身田、受人 _____ (持分2分の1)、面積 5, 923 m²、渡人 _____ (持分2分の1)、面積 5, 923 m²、申請地 一身田平野町長 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 991 m² 外2筆、合計面積 1, 516 m²。

これにつきましては、受人、渡人間で、共有持分を移転するものです。

番号4、地区 上野、受人 _____、面積 67, 865. 80 m²、渡人 _____、面積 1, 022 m²、申請地 河芸町上野大道 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 692 m²。

これにつきましては、受人は渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 黒田、受人 _____、面積 2, 346 m²、渡人 _____、面積 7, 701 m²、申請地 河芸町三行高城 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 246 m² 外2筆、合計面積 2, 118 m²。

これにつきましては、受人は、兼業のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

また、受人は四日市市にも1, 585 m²を所有していることから、今回の申請と併せて下限面積要件は満たしております。

番号6、地区 明、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 198 m²、申請地 芸濃町林中畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 198 m²。

これにつきましては、受人は渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

また、受人は、農地利用集積計画による利用権設定同意書も提出しており、こちらの申請面積が4筆で5, 389 m²あることから、下限面積の要件は満たしております。

番号7、地区 明、受人 _____、面積 0 m²、渡人 _____、面積 12, 146 m²、申請地 芸濃町林中畑 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 307 m² 外2筆、合計面積 967 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、新規営農するものです。

なお、この案件につきましては、この後、議案第9号でご審議いただく許可取消願に関連し、改めて3条で許可を得ようとするものです。

番号8、地区 雲林院、受人 _____、面積 5, 088 m²、渡人 _____、面積 11, 591 m²、申請地 芸濃町雲林院竹之内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 285 m²。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 草生、受人 _____、面積 11, 465 m²、渡人 _____、面積 7, 153. 22 m²、申請地 安濃町草生小婦化 _____、台帳地

目・現況地目とも田、面積 2, 767 m² 外1筆、合計面積 3, 408 m²。
これにつきましては、受人は、渡人に要望し、渡人から申請地を譲り受け、
営農を拡大するものです。

番号10、地区 草生、受人 _____、面積 5, 619 m²、渡人 _____、
面積 2, 541 m²、申請地 安濃町草生岡谷____、台帳地目・現況
地目とも畑、面積 457 m² 外2筆、合計面積 3, 420 m²。
これにつきましては、受人は、労力不足のため、営農縮小する渡人から申請
地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は10件、面積は27, 261 m²、このうち田が22, 938 m²、
畑が4, 323 m²でございます。

いずれの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下
限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しない
ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。番号1、番号2、番号4から番号10につい
て地元委員の意見を伺います。
番号1、番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員 3番、田村です。1月9日に現地確認を行いました。特に問題ありませんの
でよろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 上野、番号5、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明通り、問題ありませんので、よろしくお願
いします。

議 長 番号6、番号7、地区 明、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。事務局の説明がありましたように、令和3年10月議案
第4号に出しております。

太陽光発電の計画でしたが、新しく耕作したいということで、1月7日に農
業委員、地元推進委員とで見て参りましたが、何ら問題ありません。よろしく
お願いします。

議 長 番号8、地区 雲林院、お願いします。

片岡委員 9番、片岡です。1月7日に農業委員2名、地元推進委員と現場を確認いた
しました。事務局の説明通りです。問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号9、番号10、地区 草生、お願いします。

内藤委員	13番、内藤です。1月7日に、農業委員と地元推進委員、総合支所の職員と現地確認を行いました。何ら問題はございませんでした。よろしくお願いします。
議長	番号1、番号2、番号4から番号10について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。 次に議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、事務局の説明をお願いします。
事務局	17ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（区分地上権）、でございます。
	番号1、地区 高野尾、区分地上権者 _____、面積 0㎡、区分地上権設定者 _____、面積 15,949㎡、申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 991㎡ 外1筆、合計面積 1,685㎡。 この案件につきましては、太陽光発電による区分地上権を設定するものです。このあと、議案第7号でご審議いただく営農型太陽光発電施設の一時転用に関連し、高さ地上2.5mから3.0mの間を利用するための区分を設定するので、設定面積は1,685㎡となっております。
	以上、件数は1件、面積1,685㎡、畑でございます。 この案件につきましても、農地法第3条第2項ただし書きには該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 高野尾、お願いします。
田中委員	2番、田中です。1月7日に地元推進委員、事務局とともに現地を確認いたしました。別に問題ないということで、1月14日に高野尾の農業振興協議会で審議して、別に問題ないということでございます。よろしくお願いします。
議長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。

部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	それでは異議なしと認め、議案第２号について、許可することに決定いたします。 次に議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	１８ページをお願いいたします。 議案第３号 農地法第３条の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。 番号１、地区 香良洲、借人 _____、面積 ０㎡、貸人 _____、面積 ２，６１８㎡、申請地 香良洲町新開地_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 ５３１㎡ 外８筆、合計面積 ２，３８０㎡。 これにつきましては、借人は、労力不足のため、営農縮小する貸人から申請地を借り受け、新規営農するものです。 香良洲地区につきましては、下限面積が２，０００㎡であることから、下限面積要件を満たしております。 以上、件数は１件、面積は２，３８０㎡、畑でございます。 この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号１、地区 香良洲、お願いします。
村澤委員	５番、村澤です。現地確認していないのですが、事務局の説明通り間違いありません。よろしくお願いします。
議 長	番号１について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	＜一同 異議なし＞
議 長	それでは異議なしと認め、議案第３号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第４号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	１９ページをお願いいたします。 議案第４号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、ござい

ます。

番号1、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 殿村鴻巣_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 205㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、平成5年1月ごろに、当該地に住宅を建築した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町上野八幡谷_____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 1,022㎡の内280㎡。

これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものですが、令和3年11月ごろに近隣の_____から、当該地を駐車場として借りたい旨の申し出があり、必要台数分の面積を転用したと旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は485㎡、すべて田でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。1月7日に川邊委員、事務局と私で現地確認いたしました。事務局説明通り何ら問題はございませんでした。以上です。

議長 番号2、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番、喜多です。事務局の説明通り、前から駐車場に使われていました。何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

20ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真小川町東浦 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,315㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、589.48㎡、パネルの設置率は、転用面積の44.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 _____、渡人 _____、申請地 城山三丁目 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 251㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を車両置場用地とするものですが、所有権移転登記を行うにあたり、農地転用の許可申請を行っていなかったことが判明したとの旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町久知野入垣内 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積 89㎡ 外1筆、合計面積 492㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、198.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の40.2%になります。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものですが、譲渡人が平成30年3月に相続した時から、山林化していた旨の始末書の提出があります。

また、先月の農地部会でも隣接地を太陽光発電施設用地として申請しており、今回の許可書の交付に関しましても、先月同様に自己託送が行える証明の書類と引き換えとなります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本眞虫谷 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 191㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 _____、渡人 _____、申請地 芸濃町棕本下モ田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 751㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場用地とするものです。

自社の関連会社が津市北部でも事業を行っており、当該地を資材置場用地とすることで、利便性の向上を図ることを目的としています。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生東浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 404 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、489.82 m²、パネルの設置率は、実測値で換算すると転用面積の41.1%となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町内多谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 056 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、448.70 m²、パネルの設置率は、転用面積の42.4%となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町戸島川北_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 452 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件、合計面積は5, 912 m²、このうち田が2, 460 m²、畑が3, 452 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 栗真、お願いします。

事 務 局 本日、担当委員である 21番 坂野委員がご欠席されておりますが、事前に当案件に対しご連絡をいただいております、その内容は、『現地確認当日には出席できませんでしたが、別日に現地確認を実施し、特に問題ない』とのことでした。

以上、報告させていただきます。よろしくお願い致します。

議 長 番号2、地区 高茶屋、お願いします。

村澤委員	5 番、村澤です。1 月 7 日、地元推進委員と事務局と現地確認いたしました。何の問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	番号 3、地区 上野、お願いします。
喜多委員	8 番、喜多です。事務局の説明通り、何ら問題ございません。よろしくお願いします。
議 長	番号 4、番号 5、地区 棕本、お願いします。
牧野委員	1 0 番、牧野です。1 月 7 日に農業委員、地元推進委員、事務局とで確認してもらいました。4 番は、宅地が狭いので裏の畑を譲り受けて、宅地を増やしたいということでした。5 番は、事務局の説明通り、資材置場にするということでした。確認させていただきましたが、何ら問題ございませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 6、地区 草生、お願いします。
内藤委員	1 3 番、内藤です。1 月 7 日に会長、部会長、事務局のもと、私ども農業委員で現地確認いたしました。事務局の説明通り、何ら問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 7、地区 安濃、お願いします。
海野委員	1 2 番、海野です。この案件につきましては、1, 0 0 0 m ² 以上ということで、会長、部会長、本庁事務局、地元推進委員、支所の担当、農業委員と連携して1 月 7 日に現地確認を行いました。問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 8、地区 明合、お願いします。
海野委員	1 2 番、海野です。1 月 7 日に地元推進委員、支所の担当、2 名の農業委員とで現地確認いたしました。この案件につきましても、問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号 1 から 8 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 5 号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局	21 ページをお願いいたします。 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、でございます。 番号1、地区 大里、借人 _____、貸人 _____、申請地 大里窪田町花村_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 854 m²。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を自社の駐車場用地とするものです。 また、許可書の交付は開発指導要綱と同時となります。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 以上、件数は1件、面積は854 m²、田でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 大里、お願いします。
草深委員	19番、草深です。1月7日に事務局の方、農業委員、地元推進委員の方と現地確認いたしました。事務局の説明通り問題ありませんでした。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	22 ページをお願いいたします。 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。 番号1、地区 櫛形、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申請地 安東町松ヶ鼻_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409 m²。 これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。 パネル設置面積は、260.40 m²、パネルの設置率は、転用面積の63.

6 %になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 0. 3 1 m² 外1筆、合計面積 0. 4 3 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の地上権を設定し、申請地を営農型太陽光発電施設用地（一時転用）とするものです。

農地区分は、農用地区域と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は409. 43 m²、畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 櫛形、お願いします。

東海委員 4番、東海です。1月7日に確認しました。事務局の説明通りです。何ら問題ありません。よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 高野尾、お願いします。

田中委員 2番、田中です。議案第2号に出てきました案件でございます。
地上権の一時転用ということで、基礎部分、本当にわずかな部分ですが、別に問題ございませんでした。高野尾の農振協議会も問題なしということでした。
よろしくお願いいたします。

議 長 番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第7号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。

事務局 23ページをお願いいたします。
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 神戸、借人 _____、貸人 _____、申請地 神戸大木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 1 0 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、借人 _____、貸人 _____、申請地 納所町西沢田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 8 1 1 m² 外2筆、合計面積 1, 8 1 7 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に30年間の使用貸借を設定し、申請地を駐車場用地とするものです。

同社は、当該地近郊で事業を行っており、当該地を駐車場用地とすることで、社員への出勤にかかる負担を軽減し、事業の効率性向上を図ることを目的としています。

なお、許可書の交付は開発指導要綱と同時となります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 棕本、借人 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町棕本追上 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 4 5 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に50年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 草生、借人 _____、貸人 _____、申請地 安濃町中川白山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 4 7 1 m²。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は2, 8 4 3 m²、このうち田が2, 2 8 8 m²、畑が5 5 5 m²でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 神戸、お願いします。

東海委員 4番、東海です。1月7日に、地元推進委員が欠席でしたが、事務局と現地確認いたしました。事務局の説明通り、何ら問題ございませんでした。よろしくをお願いします。

議 長 番号2、地区 安東、お願いします。

川邊委員 23番、川邊です。該当のところは1, 000㎡以上ですので、会長、部長と、地元の推進委員は都合が悪かったので、他の地区の推進委員も同席していただきまして、事務局と、私と現地確認いたしました。借人からも詳しく説明をいただきました。何ら問題ございません。よろしくお願いします。

議 長 番号3、地区 棕本、お願いします。

牧野委員 10番、牧野です。1月7日に現地確認いたしました。この件は、息子さんが借り手です。何ら問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 番号4、地区 草生、お願いします。

内藤委員 13番、内藤です。1月7日に農業委員と支所の職員、地元推進委員とともに現地確認いたしました。何ら問題ございません。事務局の説明通りですので、よろしくお願いします。

議 長 番号1から4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第8号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 24ページをお願いいたします。
議案第9号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 明、譲受人 _____、譲渡人 _____、申請地 芸濃町林中畑____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 307㎡ 外2筆、合計面積 967㎡。

これにつきましては、令和3年9月に申請され、令和3年10月18日に許可書を発行した太陽光発電施設用地で、取消の理由としましては、申請地を耕作したいという申し入れがあったことから、取消願いが提出されたものになります。

以上、件数は1件、面積は967㎡、畑でございます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 明、お願いします。
牧野委員	10番、牧野です。1月7日に農業委員、地元推進委員、事務局で現地確認いたしました。議案第1号の時に説明がありましたけど、令和3年9月に許可申請がでておりましたが、別の方が耕作したいということでした。事務局の説明通り、何ら問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第9号については、承認をすることに決定いたします。 次に議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（地上権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	25ページをお願いいたします。 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（地上権）、でございます。 番号1、地区 櫛形、地上権者 _____、地上権設定者 _____、申請地 安東町松ヶ鼻_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 409㎡。 これにつきましては、令和元年6月に申請され、同年7月17日に許可書を発行した地上権ですが、地上権者の変更に伴い取消願いが提出されたものになります。 以上、件数は1件、面積は409㎡、畑でございます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1 地区 櫛形、お願いします。
東海委員	4番、東海です。1月7日に地元推進委員、事務局と私とで現地確認いたしました。事務局の説明通りです。何ら問題ありません。よろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第10号について、承認をすることに決定い

たします。

次に議案第11号 買受適格証明願（公売）について、事務局の説明をお願いします。

事務局

26ページをお願いいたします。

議案第11号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

番号1、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積 634㎡ 外1筆、合計面積 1,574㎡、願出人 ____。

番号2、地区 一身田、申請地 一身田町八ノ坪____、台帳地目・現況地目とも田、面積 634㎡ 外1筆、合計面積 1,574㎡、願出人 ____。

これらにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願になります。

営農拡大を目的としており、農地法第3条の許可申請が添付されております。

以上、件数は2件、合計面積は田で3,148㎡でございます。

いずれの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

番号1、番号2、地区 一身田、お願いします。

田村委員

3番、田村です。1月9日に現地確認を行いました。事務局の説明通りでした。よろしくお願いいたします。

議長

番号1、番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第11号については、証明をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で94,534㎡、畑の賃貸借、使用貸借で10,043㎡、契約件数は35件でございます。

河芸地区につきましては、

田の賃貸借、使用貸借で22,382㎡、契約件数は14件でございます。

安濃地区につきましては、

田の賃貸借、使用貸借で117,188㎡、契約件数は21件でございます。

芸濃地区につきましては、

田の賃貸借、使用貸借で28,011㎡、契約件数は7件でございます。

美里地区につきましては、

田の賃貸借で9,896㎡、畑の使用貸借で3,004㎡、契約件数は6件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて272,011㎡、畑の集積は賃貸借、使用貸借で13,047㎡、合計契約件数は、83件、合計面積は、285,058㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、津地区25件、河芸地区10件、安濃地区13件、芸濃地区4件、美里地区5件で、合計57件、合計面積は、185,734㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で68.6%、面積で65.1%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は68番の1件になり、整理番号の左側の欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に

該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号30番、61番、62番についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号55番についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 続きまして、整理番号64番についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。 入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは議案第 1 2 号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。 次に追加議案がございますので、ご審議いただきます。 議案第 1 3 号 土地改良事業参加資格の申出について、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、事前に机へ配布しました、追加議案第 1 3 号 土地改良事業参加資格の申出について、でございます。 当案件は、2 級河川中ノ川の右岸に広がる秋永頭首工を取水源とし、大正時代に 1 反区画で区画整理が施行された、鈴鹿市秋永町、五祝町、磯山町及び津市河芸町を区域とするほ場整備事業の実施に伴い、組織される土地改良区につきまして、その設立認可の申請や当該改良区の組合員として、地区内の農地所有者が参加するための申出でございます。 当地区のほ場整備事業は、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業により、令和 4 年度を新規事業として採択に向けて進めているもので、当該事業の対象となる農地については、県の農地中間管理機構を通じて受け手となる担い手に耕作権がついていることが必須の要件となっていることから、令和 3 年 9 月 1 6 日の部会にて承認を得て、それぞれに賃貸借権が既に設定されております。 また、土地改良法では、第 3 条において、土地改良事業に参加する資格を規定しており、所有権以外の権限に基づき、耕作に供される農地については、所有者から農業委員会へ当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、農業委員会がこれを承認した場合に所有者の参加資格が与えられると規定されており、当地区の整備対象農地は、現在、全てに賃貸借権が設定されておりますことから、所有者が土地改良区の設立や組合員として参加するにあたり、土地改良事業に参加する旨の申出を行うものでございます。 以上、件数は 3 3 件、面積は田で 4 8 , 4 3 4 m²でございます。 いずれの案件につきましても、承認要件である『農地法第 1 8 条の賃貸借解約に係る要件』並びに『申出者を当該事業へ参加させることの妥当性』について、すべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号１から番号３３は、関連がありますので、地区 上野、一括して報告お願いします。

喜多委員 ８番、喜多です。土地改良区になってますけど、事務局から説明があったように、中間管理機構で、私らの秋永地区とかには何の呼びかけもなく、そっちの方で進まれているようです。以前、問題が出た時に、河芸地区として、私や清水委員が担い手として申込みましたが、中間管理機構側で、担い手が一杯であるということで断られています。その割には、松阪から来る担い手さんがいる。

田村委員 昔から色々いきさつがある。そこで一部の地区の人は反対しているので、足踏みしている。中間管理機構が中に入って進めてもらっていると聞いています。

喜多委員 ここはやらなくてよいというところがあって、_____の人ではなく、_____の人で、手を加えなくてよいという方がお一人いるらしい。
水は河芸の方は中勢用水のパイプラインが入っています。今からでしょうかという秋永や磯山の方はオープン水路で水が流れている。

議長 地権者の人は話に乗っておるということですね。

喜多委員 そうです。

議長 河芸地区としてはどうするんですか。

喜多委員 反対してもしょうが無い。

議長 土地改良事業参加資格の申出を却下はできないでしょうね。却下はできないと思いますが、皆さんいかがですか。番号１から番号３３について、異議なしということでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第１３号については、承認することに決定いたしますので、よろしくお願いします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第１回第１農地部会を終了いたします。

午前１１時１５分

上記は、第1回第1農地部会の議事を記録したものである。

令和4年1月17日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____